第十六　高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

第十二条中第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日まで」を「同項の期限まで」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十四条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

第十七　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく指定運搬物確認機関を指定した件（昭和六十二年科学技術庁告示第二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（放射線監視等交付金交付規則に関する経過措置）

第二条　平成二十四年度予算に係る放射線監視等交付金の交付の申請については、この告示による改正後の放射線監視等交付金交付規則第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成二十四年五月十六日から平成二十四年五月三十一日まで、平成二十四年九月十九日から平成二十四年十月三十一日まで又は平成二十四年十月十六日から平成二十四年十月三十一日まで」とする。

○文部科学省経済産業省告示第六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整備等に関する告示（広報・安全等対策交付金交付規則の一部改正）

第一条　広報・安全等対策交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広報・調査等交付金交付規則

第一条中「第五十一条第一項第二号ハ、ヘ、ト及びチ」を「第五十一条第一項第二号ハ、ホ、ヘ及びト」に改める。

第二条第五号中「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に、「当該地域の住民の安全の確保」を「原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に、「当該原子力発電施設等の設置及び設置後における安全性」を「これらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に改める。

第三条中「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

第七条第三項第一号中「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

第十二条第三項中「命令の通知の日」を「命令の日」に、同条第四項中「期限の日までに」を「期限までに」に、「当該期限の日の」を「当該期限の」に改める。

様式第1中「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に、「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

様式第2中「広報・安全等対策交付金交付申請書」を「広報・調査等交付金交付申請書」に、「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に改める。

様式第3中「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に、同様式別紙1中「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

様式第4中「広報・安全等対策交付金交付申請取下届出書」を「広報・調査等交付金交付申請取下届出書」に、「を受けた広報・安全等対策交付金」を「を受けた広報・調査等交付金」に、「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に改める。

様式第5中「広報・安全等対策交付金事業進行状況報告書」を「広報・調査等交付金事業進行状況報告書」に、「広報・安全等対策交付金に関し、広報・安全等対策交付金交付規則第10条の規定により平成　年度広報・安全等対策交付金事業」を「広報・調査等交付金に関し、広報・調査等交付金交付規則第10条の規定により平成　年度広報・調査等交付金事業」に改める。

様式第6中「広報・安全等対策交付金事業実績報告書」を「広報・調査等交付金事業実績報告書」に、「を受けた広報・安全等対策交付金」を「を受けた広報・調査等交付金」に、「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に、「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

様式第7中「広報・安全等対策交付金消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書」を「広報・調査等交付金消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書」に、「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に改める。

様式第8中「広報・安全等対策交付金事業財産処分承認申請書」を「広報・調査等交付金事業財産処分承認申請書」に、「を受けた広報・安全等対策交付金事業」を「を受けた広報・調査等交付金交付規則」に改める。

様式第9中「広報・安全等対策交付金支払請求書」を「広報・調査等交付金支払請求書」に、「を受けた広報・安全等対策交付金」を「を受けた広報・調査等交付金」に、「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に、「広報・安全等対策交付金精算払請求額内訳書」を「広報・調査等交付金精算払請求額内訳書」に、「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

様式第10中「広報・安全等対策交付金調書」を「広報・調査等交付金調書」に、「広報・安全等対策事業」を「広報・調査等事業」に改める。

（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部改正）

第二条　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「所管大臣」を「内閣総理大臣」に、「緊急事態応急対策拠点施設整備事業」を「緊急事態応急対策等拠点施設整備事業」に改める。

第一条中「第五十一条第一項第二号ニ」を「第五十一条第七項一号」に改め、「規定する」の下に「原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県に対して行う当該」を加える。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二　加工施設　令第五十一条第一項第二号に規定する加工施設をいう。

三　試験研究炉等　令第五十一条第一項第二号に規定する試験研究炉等をいう。

第二条第四号を削除し、同条第五号ロ中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第七項第一号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「試験研究施設に係るものにあつては文部科学大臣が適当と認めるもの、原子力発電施設等（試験研究施設に該当するものを除く。）又は加工施設に係るものにあつては経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号イ中「所管省」を「国の機関」に改め、同号ロ中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とする。